

浜松市農業委員会農地パトロール実施要領

(趣旨)

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割は重要である。

このため、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)は農地パトロールを実施し、農地の無断転用の発見、防止に努め優良農地の確保及び有効利用を図ることを目的とする。

(実施の対象及び内容)

第2条 農地パトロールの対象と内容は、浜松市農業委員会の委員、浜松市農地利用最適化推進委員、農業調査員及び農業委員会事務局職員が一体となり次の事項を主体的に実施するものとする。

- (1) 遊休・荒廃農地、耕作放棄地の実態把握と是正指導
- (2) 農地法の許可(届出)案件の履行状況の調査・確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の状況調査
- (4) 農地の無断転用の早期発見と是正指導
- (5) 相続税・贈与税の納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認

(農地パトロール期間)

第3条 後期草刈旬間にあわせ、8～9月を農地パトロール期間として設定し、遊休農地の把握と解消対策、農地の無断転用防止対策を集中的に実施する。

(調査会パトロール)

第4条 毎月の農業調査会の実施にあわせ、調査会パトロールを実施し、転用案件及び遊休農地を調査する。

(趣旨の徹底)

第5条 農地パトロールの実施にあたっては、事前準備、事後指導の対応方針等について、十分な検討を行い、趣旨や実施方法等についての意志統一を図って実施するものとする。

(事前準備)

第6条 農地パトロールを実施する際には重点地区を設定し、担当者を編成する。対象農地等の図面については、農業委員会事務局であらかじめ準備する。

(報告及び指導)

第7条 農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、問題点と課題を整理し、事後指導の対応について協議する。

- (1) 遊休農地・耕作放棄地等については、農地台帳に記載し、適切に是正指導を行う。
- (2) 無断転用農地等については、農業委員会に付与された機能を活用し、適切かつ速やかに是正指導を行うものとする。

(3) 自然的・社会的条件からみて、将来とも農地としての利用が困難と判断される農地（例、原野化農地等）については、他の用途への転用も含め、農地所有者等と協議する。

（広報）

第8条 農地パトロール月間については各種広報を通じて、市民へ周知する。

（連絡・調整）

第9条 農地パトロールの実施については、静岡県農業会議及び静岡県西部農林事務所との緊密な連携、調整を図る。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。